

反 論 書

〔この反論書は処分者の答弁書に対して、また、答弁書の提出者と同一人物である岡山大学学長、つまり、処分者が行なった公式発言である岡山大学学長談話（岡大広報№2）に対して、並びに、第一回口頭審理において公平委員長の求釈明に対して処分者（代理者、代理人）が行なった回答に対して提出する反論書である〕

I 処分の対象となった具体的事実関係。

答弁書に記載されてある通り。

II 処分者の評価・違害に対する反論。

1) 法令を単に機械的に羅列するだけでは意味がない。

処分者は答弁書に明記する「教官の本務」についてどのような法的主張を積極的に展開するのか。

処分者は「教官の本務」に関する自己の主張を憲法・教育基本法の原則にもとづいて明確に提出し、その上で、学校教育法・教育公務員特例法・国家公務員法の諸法令の主旨に即して、また、岡大規則の諸規定の主旨に即して自己の主張を具体的に明快に展開すべきではないか。

そうすることによって始めて「教官の本務」に関する処分者の主張が法的な主張となりうるものであり、また、「教官の本務」に違反することがいかにして、また、どれほどの（懲戒）処分に相当するものであるかについての処分者の評価（法的判断）を具体的に説明することにもなりうる。

すなわち、本事案が「懲戒停職5ヶ月」の処分に相当するものであると判断するにいたった評価の基準は「教官の本務」に関する処分者のいかなる法的主張に具体的に立脚しているのか。

抽象的に処分が出されているのではなく、まさに「懲戒停職5ヶ月」という具体的な形で処分は出されているのであるから、また、私は「審査説明書」に対する私の釈明要求書

「処分に対する不服の理由」、第一回口頭審理において処分者がいかなる法的根拠にもとづいて「懲戒停職 5 ヶ月」という処分決定に至ったかの処分理由に関する法的に具体的な説明をたずねているのであるから、これらの諸点についてなら説明・回答していない答弁書は処分理由の説明・回答についての具体性にまったく欠けており答弁書としての実質的な意味を持たない。

2) 処分者は第一回口頭審理において岡山大学教養部教官会議は教授会規定(学校教育法第 59 条 2 項、岡山大学教授会規程第 2 条 2 項、岡山大学教養部教授会議事規程第 2 条ただし書き)に法的に拘束されていると回答したが、そのような事実はない。単に慣習としてもない。

また、岡山大学教養部教官の何人も岡山大学教養部教官会議が教授会規程に拘束されるものであるとは理解していない。

同教官会議は教養部事項(一般的な岡大事項も含めて)に関する教養部教官内部での単に相談、連絡、申し合わせ、また、教養部教官相互の親睦の場であって、それへの出欠は道義上の問題ではありうるとしても、法的に拘束されるといった問題ではなく、すなわち同教官会議への出席が教官業務であるという法的根拠はない。

処分者の回答を否認し、立証を求める。

Ⅲ 請求者側としての積極的な主張。

—— ま え が き ——

処分は私的に出されるものではなく、あくまでも法にもとづいて公的に出されるものであるから、法の根拠、並びに、法の公正な適用にもとづいてのみ処分の正当性(処分権の正当性)が保障される。

また、法はことばにおいて表現され公的に確立(実現)しているものであり、あるいは、法は人間の共同の關係(共同性)を抽象的な表現においてであるとはいえことばにおいて積極的に表現し、本質的に人間の共同の關係(共同性)に関する言語表現であるという共同の合意においてのみ、法は自らの正当性を公的に保障されているのであるから、処分が法の正当な根拠にもとづいているということは同時にまた処分は法それ自身であることば

にもとづいているのでなければならないということと同じことである。つまり、処分が実際に具体的に出されるにあたっては、法においては抽象的に表現されていることばの抽象性とその処分事案に関する事柄の具体性に即してことばにおいて真に具体的に展開するものでなければならない、すなわち、処分者は処分理由をことばにおいて法的に十分具体的に説明することができるのでなければならない。要約すれば、法はつねに人間の共同の關係(共同性)の本質に係わるものであって私的なものではなくあくまでも公的なもの共同のものであり、また、法の適用は人間の共同の關係(共同性)を保障し、また、それを展開するものでなければならないということである。法=ことば=人間の共同の關係(共同性)に関する以上の主張は成文法(=ことば)の存在を不可欠の前提とする近代法治主義の大原則とも合致するものであってことさら目新しい主張ではない。というよりも、以上の主張は人類の世界史過程のなかで市民社会(市民法)の思想(民主主義)として展開されて来た人類の貴重な歴史的遺産であり、つまり、人類は少なくとも市民社会の思想水準まで法=ことば=人間の共同の關係(共同性)に関する基本構造をあまりに不完全であって矛盾に満ちているとはいえそれでもやはり幾多の苦難を経てまがりなりにも展開しえて来たのであるが、それなればこそ日本国憲法もその第 9 7 条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、・・・」と明記し、また、第 1 2 条にも「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。・・・」とも明記しているゆえんであると信ずる。

もとより、憲法は市民社会を歴史的背景(土台)として展開した歴史的産物であって、市民社会が矛盾を含むように憲法もまた矛盾を含み(註 1)——憲法が第二次世界大戦における日本の敗戦によって日本にもたらされたという特殊な事情、つまり、憲法によって日本がいやでもアジアの一地方から市民社会(の崩壊)——世界史過程の本流に戦前以上に引き寄せられたということは世界における戦後の日本史過程を捉えるうえで極めて重大なことだが、この問題についてはここでは省略する。註 2)——市民社会—憲法の矛盾というのは人間の共同の關係(共同性)に関する展開がそこではあまりに不十分であるということ、つまり、憲法の思想は“個人的基本的人権”と“公共の福祉”(全体への奉仕)と

いう二元論に両者の関係がいつもあいまいなままに分裂してしまっており、というよりも、個人の基本的人権（自由）という市民の自立個人原理に基本的に立脚している憲法においては人間の共同の関係（共同性）において個人が十分に止場されていない、個人において共同性が捉えられ、基本的には個人がそのまま共同性であるという構造になっており、共同性の捉え方が十分に展開していないといったことである。こういった憲法（市民社会）の矛盾、重大な欠陥をついて、たとえば、個人と私人との混同・誤解から、個人（の基本的人権）などという考え方は白人主義だ（市民社会はヨーロッパ白人が開発させたのだからそれはそうには違いないが）、日本の国情にはあわない、日本人の実生活にはそぐわないということから逆に個人を抹殺してしまおうとする危険な憲法改正（悪）論（のムード）さえ飛び出すわけだが、この問題についてもここではこれ以上立ち入ることは断念しなければならない）、つまり、憲法は自らが含むそれ自身の矛盾に動かされて歴史の時間（人間の生活時間）のなかを創造的に運動しうるものであるが（憲法が絶対不変のものでないことはいうまでもない）、すなわち、私たちは市民社会—憲法（市民法）という人類の貴重な歴史的遺産を私たちの矛盾に満ちた生活の現実過程のなかで止場し、法=ことば=人間の共同の関係（共同性）の基本構造をさらに展開・拡大して—そう明らかにすべく創造的に継承するよう不断の努力をすべきでこそあれ、なに人もこの人類の貴重な歴史的遺産に逆行したり、また、これを否定的に破壊してはならないし、法=ことば=人間の共同の関係（共同性）を荒廃させてはならないと考える。因みに、私が人間の共同の関係（共同性。以下、人間の共同性という用語を使用する）といういい方でいおうとしているものは、たとえば、市民社会—市民法—民主主義の大原則である主権在民（正しくは個人の基本的人権という市民的原理といったほうがいいのだが）というがごとき人間の共同性としての内部緊張（各人の自覚）といったことであり〔個人の基本的人権という市民的原理にもとづく市民的な共同性自体が止場されなければならない市民的矛盾（市民社会の矛盾）であるが、とはいえ、これをどのように止場すべきかについて私が未来の回答を持っているというのではない。その未来の回答を探し出すためにこそ、私はその媒介の過程としていまの現実の生活に係わるのであり、すなわち、岡大紛争や本処分事案に係わるのである。〕、この内部緊張が弛緩、あるいは、崩壊して共同性の質が低下・荒廃したとき、あるいは、

共同性の基盤が崩壊したとき、私たち人間生活の間にかなる惨禍がいやでもやって来るをえないかは私たち人類がごく近い過去においてナチスを頂点としたファシズムの支配による人間生活の荒廃・破壊・悲惨において見て来たばかりである。

にもかかわらず、処分者は上述した人類の貴重な歴史的遺産である市民社会（市民法—民主主義—憲法）の原則を尊ばず、法=ことば=人間の共同性の尊厳を尊ばず、つまり、本事案に即して法をことばにおいて展開するという努力をいっさいせず、処分理由に対する釈明に対してさえ一言も真の回答をすることなくことごとく沈黙しつづけた。

たとえば、処分者は被処分者である私の当然の「知る権利」—この「知る権利」は民主主義—主権在民の本質に宿る当然の権利であって、単に私一人の権利ではなく、人間の共同性としての権利であって共同性としての尊厳である—を尊ばず、私が自分はどういう処分を受けたのかを知りたいために処分者に提出したいっさいの釈明要求に対して一言も回答することなく終始沈黙しているが、（処分が決定されるまでの過程においては、「審査説明書」に対する私の釈明要求書の無視。口頭陳述の場でのすべての沈黙。処分決定後では、私の提出した「処分に対する不服の理由」に対する無回答—答弁書は回答にはなっていない。第一回口頭審理における沈黙—公平委員長が行なった釈明に対する処分者の回答は回答になっていない）、たとえば、「審査説明書」のなかの「同人は、教養部の教官（講師）であるにもかかわらず」という箇所に対してそれがいかなる意味であるかについて私が釈明を要求したにもかかわらず、その私の釈明要求に対しては無回答・沈黙のまま「処分説明書」のなかでは同箇所を削除するという愚行さえ平然とやっている。処分者は自らの処分権、また、裁量権の正当性とこの処分の正当性の唯一の根拠であるはずの法=ことばにもとづいて、つまり、少なくとも市民法の枠内で本処分の正当性の法的根拠に関する自らの主張を本事案に即してことばにおいて十全に具体的に明確に展開し説明しうるということが不可欠であるにもかかわらず、それさえもしない。たとえば、「教官である以上は授業をするのがあたりまえだ」といった回答は、よしたとえ本処分に関する一般的・抽象的な法的根拠をいっているのだとしても、本処分に関する具体的な法的根拠の説明、回答にはならない。そのようないい方はなにもいっていない回答であって、つまり回答にはならない。被処分者である私は一般的・抽象的な処分を受けたのではなく、あくまでも「懲戒停職 5ヶ月」という具体的な形で処分を受けたのであり、したがって処分者に対してその処分の具体性に関する具体的な処分理由の説明回答を求めているのであって一般的・抽象的な説明・回答を求めているのではない。第一、一般的・抽象的な処分などと

いうものがありうるはずもない。一般的・抽象的にいえることは現行の法規定にもとづいて国立大学の最高管理機関（評議会・教授会）には教官処分決定権が与えられており、処分決定は任命権者（文部大臣とか学長）がこれを行なうという一般論だけであって、また、このようなことはわかり切ったことである。つまり、法は一般的・抽象的なことばの表現なのではなく、現実起こりうるさまざまな事件の具体性が抽象化されているその抽象的な水準におけることばの表現であって、したがって、法が実際に適用・運用される場合は法として抽象化されていることばがことばの本来の豊饒な具体性においてそのときどきの事件の具体性に即して生き生きと展開するものでなければならないということだ。処分者は何故に法にもとづいてことばを生き生きと展開しないのか。そして、私を生き生きと処分しないのか。

処分者は自らの沈黙を本事案の具体性に即してあくまでもことばに転化すべきであり、本事案に関しての処分者側の法的主張をあくまでもことばにおいて展開すべきである。つまり、何故に「懲戒停職5ヶ月」であるかについての処分理由をことばにおいて具体的に明確にすべきである。そうすることによってのみ、処分の正当性を、処分者としての正当性を法的に主張することができるのであって、また、被処分者である私との間にもまた法＝ことば＝人間の共同性の尊厳を回復することができる。すなわち、人間の共同性の尊厳（法の尊厳）にもとづいて、処分者としても、また、被処分者としても、私たちがともに人間の共同性の尊厳に等しく与かるものであるという共同の喜びにおいて処分の正当性が成立しうるのだ。また、こうすることによってのみ、私たちがいまともに分け持っている危機、人間の共同性の崩壊、そこで死滅に瀕している民主主義の原則、人類の貴重な歴史的遺産を創造的に救出し、人類未来に向かってさらに一そう展開・拡大して止揚すべくその方向性をともに探求することができる。

もとより、私は沈黙そのことを責めているのではない。沈黙、すなわち、ことばの無力化、ことばの創造展開力の崩壊、ことばの実質的な意味（現実へ対応する力）の破綻、ことばの死滅、共有言語の不在、対話の不能、したがって、法の形骸化、人間の共同性としての尊厳の空洞化、共同性の質の低下、頽廃・荒廃・崩壊は、人類の歴史の時間（生活時間）のなかで時としていやでもやって来ざるをえず、つまり人間生存の危機は不可避免的にやって来る。というのも、人間は人類社会（生活環境）の複雑な構造をいついかなるときにおいてもその隅から隅まで掌握しつくすなどという知力を持たず、歴史がいかなる方向からやって来ていかなる方向に進んでゆくかについてこれを対象的に把握する（つまり、生活

環境を言語対象化して人間化する）知力においてもまた極めて微力であり、せつかく幾多の危険・苦難を冒して捉えたことばさえ人間には捉え切れないままに進行してゆく歴史の時間（あるいは人間が自ら作り出す生活環境）そのものの動きによって破壊されてしまうからだ。そして、なに人もこのような危機をことばによって先取的に乗り越えるなどということはできず、また、なに人も個人の力量や個人の精神力、根性（パトス）、個人的な誠実さや賢明さだけでこの危機を解決しうるものではない。私たちに望まれていることはそのような個人的なことではなく、人間の共同性としての内部緊張の高上や誠実さ賢明さパトスの質の高上において、どのようにしたら人間の共同性の尊厳において各人がそれぞれ自らの個人を再発見し人間を回復することができるかということだ。つまり、今日の共同性崩壊の危機においてほとんど死滅してしまっている民主主義の原則、あるいは市民社会一憲法の基本的原理である個人の基本的人権といった市民的原理、市民の共同性の矛盾を止揚して、危機に瀕している人間社会が再び真の展開能力を回復することができるように法やことば、新しい秩序、新しい共同性の基盤を形成することができるかということだ。

だから、私は沈黙そのことを責めているのではない。私自身、同時代を生きている一人の生身の人間として、現代地球人間社会の危機（破壊と荒廃の危機）をそっくり共有しているものであり、私一人の自覚的意識においてこの危機に係わろうが係わるまいが、私は既に私の存在に於てこの共同の危機にいやでも係わってしまったのであり、したがって、まさにこの共同の係わりにおける私自身の沈黙において本事案にも係わっているのである。つまり、私もまた私の沈黙において自覚的に本事案に係わるしかないのであり、私の沈黙を本事案に即していかにしてことばに転化しことばにおいて展開しうるかであって、また、そうでなければ本事案に係わる真の意味を見出すことさえできない。私が責めるのは処分者が自らの沈黙をことばに転化しよう、つまり、人間の共同性の尊厳の回復について自らはなんら努力することなく、真の問題を処分において解決してしまうというその処分者の権力主義であり、また、その処分者の権力主義（横暴・恣意・無責任……）を許してしまうような権力の構造であり共同性としての荒廃である。しかも、処分者が自ら学問に従事する学究の徒であり、自他ともに学究の徒として社会から認められている有識者であるとするならば、処分者のそのような権力主義的な沈黙はいよいよもって不可解のことだというしかない。なぜなら、学問（科学）は、ことば以前の人間生存の謎に満ちた深部においてつねに沈黙において発想され沈黙において緊張が持続しているものであることは当然のことだとしても、しかもやはり、学問（科学）はことば（あるいは論理）においてしか実現し得ず、ことばにおける展開、ある

いは、ことばの尊厳に対する心底よりの畏敬の念なしには学問（科学）などというものはそもそもあり得ないのであるからだ。

だから、処分者が自らの沈黙を本事案に即してことばにおいて展開することをせず、終始沈黙をつづけているのであれば、既にその沈黙において処分の正当性の根拠である法の空洞化、あるいは、崩壊を自白してしまっているのであり、従って処分主体でさえもありえないことを自らの沈黙そのものにおいて暴露してしまっていることになる。つまり、大学における処分主体ではあり得ないこと、大学管理者であることそのことなかになかに必然的に含まれている教育者、研究者としても空洞化し崩壊してしまっていることを暴露してしまうことにさえなるのだ。いうまでもなく大学教官処分は教育公務員特例法に規定された法的手続きにもとづいて出されるものであり、教育公務員特例法はその第1条においてこの法律の趣旨を「この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する」と明記しているのである。

処分者がその沈黙をなんらことばにおいて展開することなく、もっぱら権力主義的にその沈黙をつづけているのであれば、この処分決定は単に職権乱用というだけではなく、処分権そのものの崩壊の暴露というしかなく、しかも自ら行なう法破壊、民主主義（市民法）という人類の貴重な歴史的遺産に対する逆行、人間の共同性の質の低下、荒廃への加担、ファシズム以外のなにものでもないということにさえなってしまうのだ。

しかも、これまでのすべての経過からみて、処分者はことごとく沈黙しており、沈黙をことばに転化してことばにおいて展開しようといういかなる努力もせず、責任（職務）も果たしていない。一私人として沈黙に居直っているのであればなにをかいわんやである。しかし、処分者として、権力の座において沈黙に居直るなどということはそれ自体が自己矛盾だ。それは法において沈黙することが自己矛盾であるのと同じことである。法はことばにおいて自らを語り自らを証言するものである。すなわち、法はことばにおいて人間の共同性の尊厳を証言するものでなければならず、つまり、自由の証人でなければならない。自由とは人間の共同性の尊厳に本質的に根ざすものではないか。にもかかわらず、処分者は終始沈黙しており、この処分が沈黙において出されたものではなくて、法=ことば=人間の共同性の正当な根拠にもとづいて出された正当な処分である、つまり、「処分」とであると判断するいかなる具体的な根拠も処分者は提供していない。

上述して来た以上の理由により、この処分は処分としては成立しえないという被処分者

である私の主張にもとづいて、処分者に対してこの処分の白紙還元を要求し、同時に、法（職権）を乱用・破壊した自らの責任を取るよう要求する。

以下、各項目にわけて上述して来た私の主張をなお具体的に記し、私の主張を本事案に即してさらに具体的に展開して争点の質とその所在を明らかにしたい。

- 1) 処分もまた処分者の思想信条の表現であるから、つまり、法（=ことば）それ自身が一つの思想信条の表現であるから、思想信条を裁かない（岡山大学学長談話、“評議会としては、思想信条の自由はあくまで尊重するという立場をとり、当然のことながら、その点は審査の対象にしておりません” — 岡大広報紙2、1970・5・18）といういい方は欺瞞であり無前提には成り立たない。どのような前提においてそのようない方がいい方が成り立つのかを処分者は本事案に即してことばにおいて具体的に明確に展開しなければならない。
- 2) 行為行動とその行為行動の主体とは切り離すことはできないのであるから、行為行動のみを裁く（岡山大学学長談話、“2教官の審査にあたっては、その行為行動のみを国家公務員法にてらして審査しました” — 岡大広報紙2）といういい方は欺瞞であり無前提には成り立たない。どのような前提においてそのようない方がいい方が成り立つのかを処分者は本事案に即してことばにおいて具体的に明確に展開しなければならない。
- 3) 第一回口頭審理において処分者は岡大紛争の意味には係わりなく単に私の授業拒否、試験拒否、教官会議出席の拒否の三つの行為行動の事実のみを法にてらしてその法違反のみを処分決定の対象としたと回答したのであるが、処分者は行為行動（の事実）のみといういい方で何を言おうとしているのであるか。行為行動（の事実）は、よしたとえそれぜんなに真摯なものであったとしても単に個人的な次元だけでは法的な正当性を主張しうるものでなく、人間の共同性の尊厳においてしか法的な正当性を主張し得るものでないことは一般論・抽象論としては認めてよいことだと思うが（“全体にとって正しいことが本当に正しいことなのだ”ということとは自明のことだと思う。しかし、このことは“全体が正しい”とか“多数が正しい”ということと簡単に混同されすりかえられてしまう）、それなら処分者は人間の共同性をいかに捉えており、人間の共同性に関する処分者のいかなる理解・把握にもとづいて、つまり、いかなる法的根拠にもとづいて、私の行為行動（の事実）を私という一個人の全体性から切り離し限定するかについて本事案に即してことばにおいて具体的に明確に展開しなければならない。
- 4) 人間の共同性の尚に關連していれば、処分者は憲法、また、教育基本法の保障する“学問の自由”（“大学の自治”という共同性）をどのように捉えているかについて本事案に即し

てことばにおいて具体的に明確に展開しなければならない。

というのも、私の行為行動（授業拒否、試験拒否、教官会議出席の拒否）は私が既に以前から、そして、とりわけ、私が岡大に赴任（昭和38年）して以来、教官として一貫して追究して来た私の研究テーマの直接の展開だからである。このことについては次の5）項以後でさらに述べる。

- 5) 処分者は本事案に即してなんらことばにおいて自らの主張を本質的に展開することなく始終沈黙している。教育公務員特例法の規定にもとづいて私が行なった口頭陳述の場においてさえ処分者はすべて沈黙していた。私がそこで提出した釈明要求書に対しては無回答のまま「審査説明書」の「同人は、教養部の教官（講師）であるにもかかわらず」の箇所を「処分説明書」では削除したというようなことを平然とやるのだがこれについては既に述べた通りである。

「本人の不服の陳述は、教育公務員特例法に基いてその機会を与え、十分これを活用できるように配慮しました。」（岡山大学学長談話。岡大広報42）というようなことはまったくのいつわりだということは明らかである。

先に4)で述べたように私は私の教官としての研究テーマの直接の関連・展開として岡大紛争を捉え“業務拒否”という形でこれに係わった。

すでにさまざまな機会に公開の場で発表して来たことだが、私は岡大紛争、一般に大学紛争を市民社会の歴史的な内部崩壊（市民的な共有言語の崩壊）を、そして、それがいやでも伴わざるを得ないさまざまな混乱を象徴的に表現するものとして捉えているものであるが、そして、この内部崩壊の捉え切れない深刻な事態をさらに一そう明らかに捉え止揚してゆくための不可避の媒介の過程として岡大紛争に直接関わったのであるが、このような岡大紛争に対する私の捉え方・係わり方の基本的な立場は、私が自分の専攻する文学（ドイツ文学、近代詩—現代詩）の研究活動途上で不可避的に市民社会の内部崩壊という問題につき当たり、とりわけ、市民言語の崩壊という深刻な問題（沈黙の問題）に直面したことと文字通り直接関連してのことであり、私がこうして市民社会の内部崩壊—市民言語の崩壊—沈黙—そして、ことばの問題というテーマを一貫して追求して来ていることは既に岡大紛争の以前に岡大法文学部学術紀要（私は以前法文学部に籍があったから）に発表していた私の研究論文を読んでもらうだけでも自ずから分かることである。また、私は文学を専攻するものとしてとりわけことばの問題という側面から現実の諸問題に係わる私自身の方法を探求しているのであるが、したがって、この反論書もまたことばの問題の側面か

ら私自身の研究テーマの展開として作製しているものであり、この反論書自体が岡大紀要に発表した私の研究論文のテーマの直接の展開であって、また、このような反論書を書くことが私にとってもっともふさわしいことだと考える。

処分者は「教育公務員特例法に基いて」処分を出したといいながら、岡大紀要に発表した私の研究論文さえも読まずに処分を決定しているのであろうか。

もとより、私の研究発表論文をどのように評価しようがそれは読書の自由であって、また、私はここで私の研究発表論文を評価せよというようなことを主張しているのではない。（それらのとぼしい諸論文は私自身にとってはかけがえのないものだとしても。）

私が主張していることは大学教官処分は教育公務員特例法にもとづかなければならないということであり、処分者は教育公務員特例法に真にもとづいて処分を出しているか否かということである。先に引用したように同法の第1条は「この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基き、教育公務員の任免、分限、懲戒、服務及び研修について規定する」と同法の趣旨を明記している。因みに処分者が本処分の法的根拠としてただ機械的・羅列的に提出している学校教育法はその第52条に「大学の目的」として「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と明記している。

処分者は以上に引用した二つの法規定にもとづいて、また、憲法、教育基本法の原則にもとづいて処分根拠を本事案に即して具体的に明確に展開し、つまり、「教官の本務」に関する法の規定を具体的に明確に説明して、何故にこの事案が「懲戒停職5ヶ月」の処分に相当するものと判断しうるのか、そして、「学問の自由の保障」という憲法の大原則をなんら損うことなしに、いかにして自らの学問に従事する教官を処分しうるのかの法的根拠を明らかにしなければならない。

- 6) 答弁書はその冒頭に岡大紛争に関する処分者の解釈を記載している。もとより、解釈は各人の自由であって岡大紛争をどのように解釈するかも処分者の自由であるが、その解釈が直ちに処分の法的根拠となり得るものでないことは自明のことである。

しかるに、その記載を読めば処分者はここで「大学の運営に関する臨時措置法」にもとづいて“非協力教官の処分”という処分決定方針の方向づけを準備していることは明らかであって、しかも答弁書は後で「大学の決定した方針に反対して」とさえ明記しているのであるから、第一回審理で処分者が回答したような「この処分は岡大紛争の状況に係わりなく、単に本人の行為行動（授業拒否、試験拒否、教官会議出席拒否）だけを法にてらしてその法違

反のみを処分決定の対象とした」という回答は岡大紛争を前提として書かれている答弁書
そのもとさえ矛盾しており、上記の回答は真実の回答ではありえないから、処分理由に
関する真実の回答を処分者に対してあらためて要求しなければならない。

- 7) 私が処分者に対してあくまでも沈黙をことばに転化するように、沈黙をことばにおいて
展開するように要求するのは、単に被処分者としての私の「知る権利」—これが単に私
—個人の権利ではなく人間の共同性の権利であり尊厳であることは前に述べた—を擁護
するという意味からだけではなく、今日の高度管理社会において—そう中央集権化する強
大な権力集中をつねに大衆がチェックしてゆけるような管理構造の公開性（開かれた社会。
開かれた大学）の展開方向を探求するからである。

主権在民、個人の基本的人権、つまり、「知る権利」を保障する民主主義の原則を社会
の公開性という問の質においてさらに拡大・展開し、民主主義の—その歴史的発展を、
つまり、近代市民社会の矛盾を止揚して、人間の共同性を拡大・展開し、死滅しつつある
民主主義の原則を救出して、同時に、ことば—法、人間の共同性の根拠を回復してゆく方
向を探求するからである。

私がここで民主主義の死滅とか近代市民社会の矛盾といっているのは、私の仕事にと
って直接には先に述べたように近代市民言語の崩壊・沈黙の深刻さの問題であるが、この問
題は法=ことば=人間の共同性ということから直ちに今日の共同性の荒廃という人間の危
機の問題になるのであり、法の荒廃、国家権力の民族主義的な右傾化、公害、差別、そし
て、もとより、教育の危機、学問の危機、大学の荒廃など、すべての問題といやでも関連
しており、私が岡大紛争、一般に大学紛争をこのような近代市民社会の矛盾総体を表現す
る象徴的事件として捉え、私の“学問研究”の直接の質においてこれに不可避免的に係わ
たということは先に述べたことだが、こういっことは一人の生活者としての私の生存に
関する事柄についてならさておき、教官（教育者・研究者・国家公務員）という私の公的
な活動（仕事）の途上で私に不可避免的にやって来た問題であり、また、処分の対象とされ
た私の行為行動はその同じ活動の途上で私が必然的に決意した私の行為行動である。

にもかかわらず、処分者は私がかまきに教官という私の公的な職務においてとった私の行
為行動を一片の処分理由も明らかにすることなく処分をもって解決した。憲法の保障する
「学問の自由」さえも自ら破壊し始めた。上述した公開性の問題圏に参加してこの地球上
に前向きな姿勢を回復し、民主主義の擁護とその止揚、さらに—その歴史的展開・拡大
の方向を探求するかわりにすべて逆行と破壊の方向をとった。これらは自ら学問に従事す

るはずの教育者・研究者のとり態度としてはまったく不可解なことであり、したがって、ま
た、同時に大学管理者のとり態度としても納得することができないことである。

もとより、私は私に学問上、研究上のなにか誇り得る業績があるなどといっているのでは
ない。また、私の使うことばが十分に言語能力（対象化能力、コミュニケーションの力）を
持たず、それどころか素人的であって、私自身にとってさえいまいましいばかりであり、こ
れではだれにも通ずるわけがないナと思えば、—そうのこと、私もまた私の沈黙のなかでい
よいよ深く沈黙していたいほどであり、処分者に対しても私の純個人的な私情からいえば相
済まないナとさえ思っている。にもかかわらず、私はやはり私が処分者とも共有した岡大
紛争という形で私の研究活動の途上に不可避免的に展開して来た私自身の研究テーマ、市民社
会の崩壊—市民言語の崩壊—沈黙—ことばの問題というテーマを真に止揚してゆく私自身の
仕事をつづけてゆく以外にはなく、また、この私自身の仕事をぬきにして私が教官（ドイツ
語教師）であり得るなどという現実的な私拠もなくそれどころか、私という一人の人間がこ
の地上に生活する生活の現実的な根拠すらあり得ない。私は私の仕事、つまり、私の生活を通
してのみ他人の生活にも係わりうることをできるのであり、つまり、私自身の生活を実現す
ることを通してのみ人間の共同性の尊厳にも参加することができる。まさに“働かざるものは
食うべからず”なのだ。

以上のように、私は私の仕事—生活において岡大紛争にも係わり、また、本処分事案にも
係わっており、まさに私の仕事—生活、研究活動の人間的な本質において不可避免的に取り組
まざるを得ないのであるが、それならば、処分者もまた自らの仕事—生活、研究活動の人間
的な本質において本処分事案に取り組んでもらいたいという私の要求はそれほど当を得てい
ないものであろうか。

だから、私がこの反論書の主張としていっていることは学問の場（展開の場）であるはず
の大学が学問そのものにまでも権力的に介入して来たということであり、大学が学問・思想
・人間の弾圧の場として変容してしまったことが明々白々のうちにあからさまになったとい
うこと、そして、このような大学の悪しき変質を大学管理者は沈黙においてことごとくお
いかくし、全社会をあざむくことによって大学のいつわりの威信の救済にのみ努めていると
いうことである。

—ま と め—

以上がこの処分事案に関する私の主張の要点であり、また、争点の要約である。以下、争点の所在と意味をさらに明らかにするためにまとめとして若干の敷衍を行なう。

ということは本事案は処分では解決しうるような問題ではないということだ。処分で解決しようとするほど処分者自身の矛盾を暴露してしまうことになる。もとより、私自身もまた、私としての矛盾を持つものであるが、しかし、その私の矛盾は「懲戒停職5ヶ月」の処分を受ければ解決するというような矛盾ではなく、処分者の矛盾や私の矛盾を含めて大学の矛盾を総体として市民社会の崩壊を象徴するように表現してしまったのが岡大紛争、一般に大学紛争であるという私の捉え方から、私もまた私の矛盾を不可避的に私自身の生活として生きるしかないという形でしか私の矛盾は解決しえないのである。つまり、その矛盾は止揚される以外には解決不能なのだ。つまり、処分者は自らの矛盾をなんら生きることなく私の矛盾において権力主義的に解決した。あるいは、大学管理者としていやでも処分を出すしかない羽目に立たされたのだとしても、その自らの窮場の苦しみを私の矛盾にすりかえて、私の非協力、職務違反、職務怠慢というふうに解決し、処分者自らが負わなければならない責任の分を権力主義的に回避して沈黙したといってもいいのだ。

こうして処分者はことごとく沈黙しつづけたのだが、先に述べたように処分者は自ら学問（科学）に従事するものであるとしながら、学問（科学）はことば（あるいは論理）の明るさのなかでしか実現しないのだという学問（科学）の基本さえも忘却しつくしてしまっているかのようである。もとより、学問（科学）はことば以前の謎に満ちた人間生存の沈黙の奥においていつも発想され緊張が持続しているものであることはいままでのことであって、これも先に述べた。私がここでいっていることは、ことばの尊厳に対する畏敬の念を失ったならば、どこに学問（科学）が存在し展開しうるのかという問である。また、ことばにおいてのみ法と人間の共同性も実現し展開し拡大することができるのであるから、ことばの尊厳に対する畏敬の念を失ったならば、この地球上の人間社会（人間の生活）はいかなる荒廃と破壊と悲慘のなかにいやでも落ちてゆかざるをえないかということを用いるのである。

もとより、私が沈黙そのことを責めているのではないことは先にも述べた。私自身、処分者の沈黙とは別の質においてであるとはいえ、やはり現代の沈黙を共有している同時代人である。そして、沈黙、すなわち、ことばの荒廃、崩壊は、この地球上の人間社会の歴史の時間のなかに時としていやでもやって来ざるを得ず、なに人も個人的な力量や誠実さや賢明さ

や精神的緊張力（パトス）をもってこの沈黙の危険や怖ろしさに対抗しうるものではなくこれを解決しうるものでもないということも先に述べた。どんな人間のこともばも永遠のものではなく歴史のなかで形成され展開し、自らが生きる歴史を表現し形成するものとして構造しているはずだから、歴史の時間の動きのなかで人間のこともばはつねに崩壊するし、また、歴史の時間の動きのなかでことばがいかに崩壊と回復をくりかえしているかはあまねく人の知るところである。現に人間の生存の危機は必ず沈黙という形でやって来る。ここでは「話せばわかる」という人間の共同の関係そのものが崩壊しており、このような対話不成立の状況においては人間の共同性の尊厳そのものが無限の崩壊の危機に瀕している。まさに人間皆殺しの状況だ。因みに、私たち人間のこともばがいかに危機に瀕しており人間の生存そのものが危機にさらされているかということから、とりわけ二十世紀初頭以来、学問、科学、思想、芸術等のすべての分野においてことばの問題がいかに深刻な中心のテーマとならざるをえなくなっているかについてはあまねく私たちが知っているところではないか。

それならば、処分者は何故にそれほど沈黙しておるのであるだろうか。自ら学問に従事するものであるとしながら、何故に処分者はそれほど自らの権力主義的沈黙をよしとし、ことばの尊厳に対する畏敬の念を捨て去っておるのであるだろうか。

もとより、処分者が自らの沈黙を処分において権力主義的に解決するようなことをせず、あるいは、処分者であることを止めて一私人にもどるといいうのもあれば私はその沈黙について少なくともこのような争い方はしない。そして、たとえば、私がこの反論書で展開するような私の思想を自らの思想で論破するとか、そういったお互いの間の創造的活動による相互展開のなかでの争いであれば、それこそ望ましいことであるし、大学においてそのような公開論争の開かれた場が形成・展開され、すべての大学構成員が自由にその公開論争に大衆的に参加することができ、そして、さらには「学問の自由」といった市民社会（憲法）の自己矛盾に満ちた市民的原則が大衆次元において止揚され、市民社会（憲法）そのものが歴史的に止揚されてゆくような方向をこそ真剣に探求すべきではないか。

ところで、もとより、岡大紛争、一般に大学紛争はその紛争の性格（質）を明確に捉えうるといったものでなく、したがってこれをどう捉えどう係わるかは各人各様であってどのような捉え方・係わり方が正しいか、したがって、どのように捉えるべきであり、どのように係わるべきであるかというようなことは一律にはいえない（私は私の紛争の捉え方・係わり方が正しいなどと無批判的にいっているのではない。処分をする以上は処分の真の根拠を展開せよといっているのだ。）また、紛争は現象的には学生（若い世代）の次元の要求主張として発生したも

のであるとしても、だからといって、私が学生の次元において紛争を捉え係わったというでもない。既に幾度も述べたように、私は教官としての私の研究活動の直接の関連展開において不可避免的に私の次元で紛争を捉えこれに係わったものであり、また、このことは私がさまざまな機会に公開の場で発表していた通りである。私の教官としての活動に関連していえば、たとえば、私は昭和40年以来昭和44年に至るまで、岡大反戦会議（中核系）の公認顧問教官（岡大には校友会サークルの顧問教官制度というものがある）をひき受けていたが、これも私の仕事（教官研究活動）の直接の質において、つまり、沈黙の対象化の媒介として引き受けたものであり、同会議の次元で引き受けたというのではない。つまり、私は私の沈黙において自らを閉ざしてしまうのではなく、まさに私の絶対絶命の沈黙を外にさらすことによって私自身（孤立した私の生存）をのびきならない場に“開いておくこと”を決意したのであり、他人との相互媒介的な関係において、私（の沈黙）を他人の視線にさらしておくことのなかに人間の共同の関係（共同性）の回復、沈黙の対象化、ことばの回復の現実（現代）の契機を捉えてゆこうと願ったのだ。私はこういったことを“他人の相互媒介性”といういい方ですでに何度も公開の場で発言してきたが、つまり、私は私が教官であるということの本質において岡大反戦会議の顧問教官を引き受けたように、また、その展開として教官であることの本質において岡大紛争を捉えてこれに“業務拒否”という異状な形で係わったということである。

そして、私が“業務拒否”にふみ切った動機が有本警官の死であったこと、つまり、岡大教養部教官会議において私がそれまでに（紛争以前から）行なった私のすべての発言が無視され、しかも、大学が有本警官の死の意味をすべて体制的に横取りして（たとえば、水俣病犠牲者の死を体制が奪い取るように）ただひたすら暴力学生キャンペーンの展開にのみ努めたこと、つまり有本警官の死、この現代における人間の共同性崩壊（沈黙）の象徴である（人間の）死は私が私の沈黙において自ら一度肉体的に体験したことのある死であること、私は私の“奪われた死”を奪回するために“業務拒否”という異状な方法を不可避免的に取ったのであること、そして、沈黙を対象化する媒介性と方向性をさらに探求するのでもなければならなかったこと、しかし、こういった私の沈黙についてこれを対象化（言語化、伝達可能）することばを私はまだ持っていない。

さて、私がすでに「処分に対する不服の理由」（審査請求書）のなかで、また、第一回口頭審理の場で述べたように、処分者は処分を出すのであれば、何故に真実の処分を出さないかということである。つまり、「教官の本務」とは何か、思想信条の自由とはどういうこと

か、行為行動のみを処分の対象として裁くとはどういうことかといった問を大学の本質に即して、とりわけ憲法の保障する「学問の自由」とか大学の自治の問題の本質に即して展開して、つまり、何故に「懲戒停職5ヶ月」であるかという本事案の具体性に即して処分の法的根拠を真に展開し、私がここに反論書として提出するさまざまな疑惑に対してすべて法の根拠にもとづいてことばにおいて具体的に明確に回答し、処分理由を説明しうるのでなければならぬ。

再びくりかえしているが、何故にこの処分が「懲戒停職5ヶ月」の処分であるかについての具体的に明確な回答を処分者がことばにおいて真に展開するようにと私は要求しているのである。とりわけ処分者が大学管理者であり教育者であり研究者である以上は私のその回答要求はさらに一そう正当な要求であると主張してよい。

以上が本事案について請求者である私が提出する主張であり、また、本事案のもつ真の争点である。

以上

(1972・5・31)